帰還困難区域(大熊町)に居住していた申立人ら(夫、妻、子)について、妻と身体障害等級1級の障がいを有する子が県外に避難して妻が子の世話をしており、夫は仕事の関係で県内での避難となって家族別離が発生し、夫は休日に子の世話のため妻子の避難先に通っていたなどの事情を考慮して、平成23年3月から平成29年5月まで、申立人夫に月3割の日常生活阻害慰謝料増額分、申立人妻及び申立人子にそれぞれ月6割の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償が認められた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2及び同X3(以下申立人3名を合わせて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙第1記載の損害項目(別紙第2記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金1128万6000円の支払義務があることを認める。

3 既払金の控除

申立人ら及び被申立人は、被申立人が、申立人らのうち同X2、同X3に対し、第2項記載の損害賠償金の一部として、金225万円(内訳申立人X275万円、同X3150万円)を支払済みであること、及び左記既払金を第2項記載の和解金から控除することを相互に確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙第1記載の損害項目について、以下の点を相互 に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対 して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び

被申立人が署名(記名)押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年3月27日

(仲介委員 戸嶋 洋一)

(別紙)

第1 損害項目

1 申立人X1分

精神的損害(日常生活阻害慰謝料) 金226万2000円

2 申立人X2分

精神的損害(日常生活阻害慰謝料) 金451万2000円

3 申立人X3分

精神的損害(日常生活阻害慰謝料) 金451万2000円

合 計 金1128万6000円

第2期間

平成23年3月11日から平成29年5月31日まで